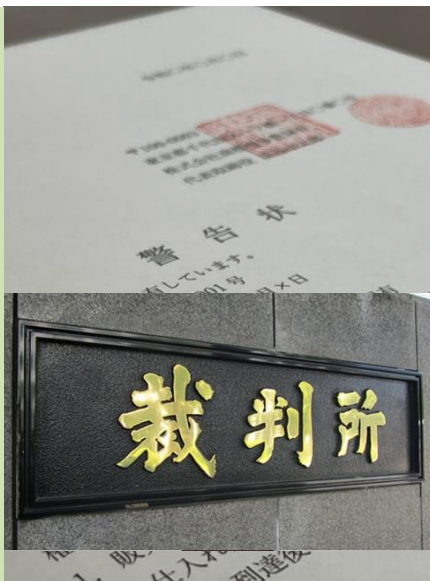


商標リース™

トラブル防止に
商標権は必須

月額払い
ライセンスで
安心です

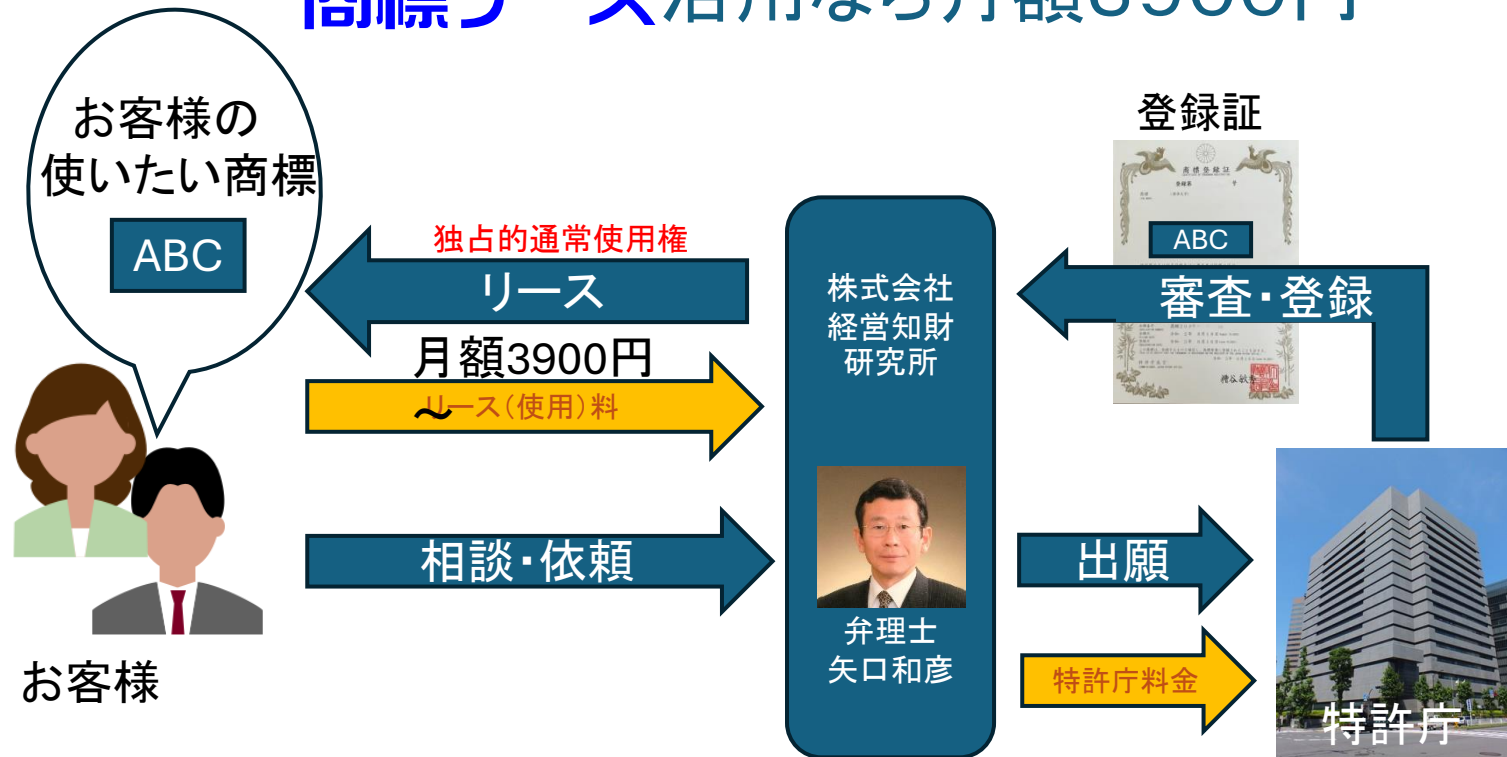


令和6年(2024年)9月1日

株式会社 経営知財研究所
弁理士 矢口和彦事務所

商標リース™

商標リース活用なら月額3900円～



お客様のご希望の商標権を、株式会社経営知財研究所が取得。
取得費用は特許庁の印紙代を含めて当社が負担。

商標権をお客様にリース(独占的通常使用権をライセンス)します。
リース期間満了後は、契約終了、リース継続、商標権譲受を選択可能。

商標リース™

商標リース™

月額3900円から使える商標権

サブスク感覚・レンタル感覚で利用できる商標リース

商標リース™とは

貴社のご希望の商標(文字)の商標権を当社が取得。当社から貴社に独占ライセンスします。

独占ライセンス(独占的通常使用権)ですので、当社は、貴社以外にライセンスすることはありません。当社も使用しません。

1区分(4年契約)の場合、お支払いは月額3900円(消費税別)。契約期間は2年、3年も選択可能。

契約満了時に(1)再リース(契約継続)、(2)契約終了、(3)商標権の取得を選択できます。契約継続する場合のリース料金は大幅に減額されます。

リース期間	1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	'@1区分 増加ごとに
2年 (24回)	5,450	8,911	12,372	15,833	19,294	3,461
3年 (36回)	4,350	6,657	8,964	11,271	13,578	2,307
4年 (48回)	3,900	5,630	7,360	9,090	10,820	1,730

契約満了後の**再リース**は、当初契約期間にかかわらず

1区分**2,500円** 2区分**4,500円** (月額/消費税別)

(2年更新/1区分増加ごとに2,000円加算)

商標権取得の費用相場

左下は弁理士手数料に関する日本弁理士会の調査結果。右下は特許庁料金。両者を合計が中央水色の表です。
 1区分について登録料10年分一括納付の場合**15万7298円**が平均価格です。
 中間処理があると**24万5784円**が平均価格。
 合計せず一部料金だけを誇張表示するサイトを信用できますか？

商標権取得までの費用 (事務所料金 + 特許庁印紙代)				
	1区分	2区分	3区分	@1区分 増加ごとに
中間処理なし (10年)	157,298	261,133	364,967	103,835
中間処理なし (5年)	141,598	229,733	317,867	88,135
中間処理あり (10年)	245,784	261,133	364,967	103,835
中間処理あり (5年)	230,084	229,733	317,867	88,135

中間処理が必要となるか否かは時の運です。

勿論、事務所側の手違いで中間処理が必要となった場合は事務所負担が本筋です。

日本弁理士会の調査結果 (平均額)

商標権取得のための弁理士費用相場				
	1区分	2区分	3区分	@1区分 増加ごとに
出願手数料	66,989	99,791	132,592	32,802
謝金 (成功報酬)	45,409	74,942	104,475	29,533
合計 (印紙代別)	112,398	174,733	237,067	62,335

特許庁料金 (印紙代)				
	1区分	2区分	3区分	@1区分 増加ごとに
出願手数料	12,000	20,600	29,200	8,600
登録料 (10年分)	32,900	65,800	98,700	32,900
登録料 (5年分)	17,200	34,400	51,600	17,200
出願 + 登録料 (10年分)	44,900	86,400	127,900	41,500
出願 + 登録料 (5年分)	29,200	55,000	80,800	25,800

契約満了後、自社で商標権を保有したい場合に、当社から貴社に商標権を譲渡いたします。

商標権の譲渡価格 (税別/円)			
中小企業への 譲渡価格	1区分	2区分	1区分増加 ごとに
	90,000	160,000	70,000

特許庁の料金、諸物価などの状況に応じて改定あり。
上場など中小企業の範囲を超えた企業へは別基準。

特許庁への申請手続きには別途費用が掛かります。

自社取得との比較

	商標リース	自社の商標権
初期投資	0円	15～16万円（出願～登録：中間処理なしの場合）
使用しないとき	契約満了を以て終了	権利は10年間有効（先払い）
継続使用するとき	契約継続可能（月額料金大幅減）	
更新時の手続	当社が行うので不要	特許庁への更新登録申請が必要
消費税	全額課税仕入れ	特許庁料金は非課税仕入／弁理士料金は課税仕入れ
仕訳	仕訳が簡単（支払手数料／預金）	仮払金・租税公課・支払手数料・預り金等を使用し複雑
侵害者の提訴	当社とともにでないといけない	貴社単独で可能（要 弁護士）

